

東労雇均発 1121 第 1 号
令和 4 年 11 月 21 日

公益社団法人東京労働基準協会連合会
立川労働基準協会支部 支部長 殿

東京労働局雇用環境・均等部長



「職場のハラスメント撲滅月間」等の周知について（依頼）

日頃から労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。
令和 4 年 4 月 1 日に改正労働施策総合推進法が全面施行され、大企業に加え中小企業に対しても職場におけるパワーハラスメント防止措置が義務化されました。同法では、労働者間のハラスメントに加え、就活生や取引先労働者へのハラスメント、カスタマーハラスメントについても、防止対策を講じることが望ましいとされています。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向け業務の繁忙などによりハラスメントが発生しやすいと考えられる 12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的なハラスメント防止対策の周知を行います。

東京労働局においては、下記を取組を行う予定です。

下記取組に係る資料は、当局ホームページに掲載しております。

つきましては、傘下会員等に対して当局の取組をご紹介いただき、法の周知と啓発にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ホームページやメールマガジン等にご掲載いただく際には、別紙のコード、URL をご活用ください。

記

- 1 「職場のハラスメント防止セミナー」の開催（別添 1）
- 2 「ハラスメント撲滅宣言ロゴマーク」~~（別添 2、3）~~

カスタマーハラスメントを含め、職場におけるあらゆるハラスメントの撲滅を目指す企業が、ハラスメント撲滅のための方針などを書き込み、社内外にアピールできるツールです。

- 3 各種ハラスメント防止啓発チラシ ~~（別添 4、5）~~

【問い合わせ先】

東京労働局雇用環境・均等部 指導課 高石
〒102-8305

千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 14 階

電話：03-3512-1611

(別紙)

○【12/14, 15 開催】職場のハラスメント防止セミナーのご案内(対面式)

URL https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/newpage_00964.html



○ハラスメント撲滅宣言企業について

URL https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/_120743/jisyutennkenn_00004.htm



○東京労働局 パワーハラスメント対策等のページ

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/00330.html>



※ 職場のハラスメント撲滅月間に関するポスター、カスタマーハラスメントに関するポスターやリーフレット(別添4, 5)は、こちらからダウンロードできます。カスタマーハラスメントのポスターは同封の絵柄以外に複数パターンありますので、業務の種類に応じてご活用ください。

○東京労働局 就活セクハラของページ

URL https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kinto2/_122144_00004.html



※ 就活セクハラ(別添6)に関するリーフレットは、こちらからダウンロードできます。

事業主・人事労務担当者の皆さまへ

厚生労働省 東京労働局主催



別添1
参加無料
要予約

職場のハラスメント防止セミナーのご案内

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、企業にとっても、職場の秩序の乱れや業務への支障、貴重な人材の損失につながる大きな問題です。また、本年4月には、改正労働施策総合推進法が全面施行され、企業規模に関わらず、すべての企業にハラスメント防止対策が求められるようになりました。

本セミナーでは、「防止対策の具体的な方法がわからない」「他の企業はどうしているの?」との疑問にお答えすべく、労働局から法律上の措置義務の説明を行った上で、労務管理の専門家からハラスメント相談窓口の具体的な対応方法、注意するポイントについて解説いたします。

全面施行から約半年経過したこの機会に、御社の取組を振り返ってみませんか?
防止対策をどのように進めたらいいかわからないという方のご参加も大歓迎です。
ぜひご参加ください!

日時

①令和4年12月14日(水) 14:00~15:40

②令和4年12月15日(木) 14:00~15:40 (両日とも定員50名)

会場

九段第三合同庁舎 11階 共用会議室(2-2)

千代田区九段南1-2-1 (裏面地図参照)

内容

説明

職場におけるハラスメント防止のために講ずべき措置について (30分)
東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

講演

ハラスメント防止措置の具体的な対応方法と留意点
~相談窓口対応を中心に~ (60分)
東京働き方改革推進支援センター 井上 久氏

質疑

質疑応答 (10分)

【講師プロフィール】

特定社会保険労務士、行政書士
東京働き方改革推進支援センターで150社を超える企業を訪問し労務管理の課題解決に携わっている。保険会社の本社お客様相談室で3000件以上の相談を受けた経験を持つ。

申し込み方法

裏面の申込用紙に必要事項を記載し、FAX又は郵送にてお申込みください。

先着順により、定員になり次第締め切ります。

(定員になり次第、東京労働局ホームページにおいてご案内いたします。)

◆新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用、手指消毒などへのご理解・ご協力をお願いいたします。体調不良の場合は参加をお控えください。

◆感染拡大状況等により開催中止となる場合がございます。ご了承ください。

【お問い合わせ・申込先】

東京労働局雇用環境・均等部 指導課 TEL 03-3512-1611 FAX 03-3512-1557
千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎14階

参加申込書

労働局処理欄

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課宛

FAX 03-3512-1557

説明会	職場のハラスメント防止セミナー (九段第三合同庁舎 11階 共用会議室)	
ご希望の回	<input checked="" type="checkbox"/> 参加する回に✓してください <input type="checkbox"/> ①12月14日(水) 14:00~ <input type="checkbox"/> ②12月15日(木) 14:00~	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 当日 本状を ご持参 ください </div>
ご参加者	企業名:	
	所在地:	
	所属・役職・氏名:	
ご連絡先※	電話: _____	
※定員超過につき 参加不可の場合、お申込みいただいた翌々開庁日まで にご連絡します。 新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により中止する場合、ご連絡します。		

※お申込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用します。



説明会場は、11階の
共用会議室(2-2)です。

公共交通機関をご利用ください。

- ・地下鉄九段下駅
6番出口徒歩5分
- ・地下鉄竹橋駅
1b出口より徒歩8分

※駐車場はご用意しておりません。